

## 居住費・食費の負担限度額について

施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院等）や短期入所サービスを利用した場合の居住費（滞在費）・食費について、所得の低い方の利用が困難とならないよう、「負担限度額」が設定されています。

- 「利用者負担段階」が第1段階から第3段階②の方について、申請すると「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。
- 「介護保険負担限度額認定証」を提示することで、下表の「負担限度額」までの自己負担となり、超えた分は介護保険から給付されます。
- 通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス、認知症グループホーム等を利用した際の食費・居住費については、軽減の対象にはなりません。

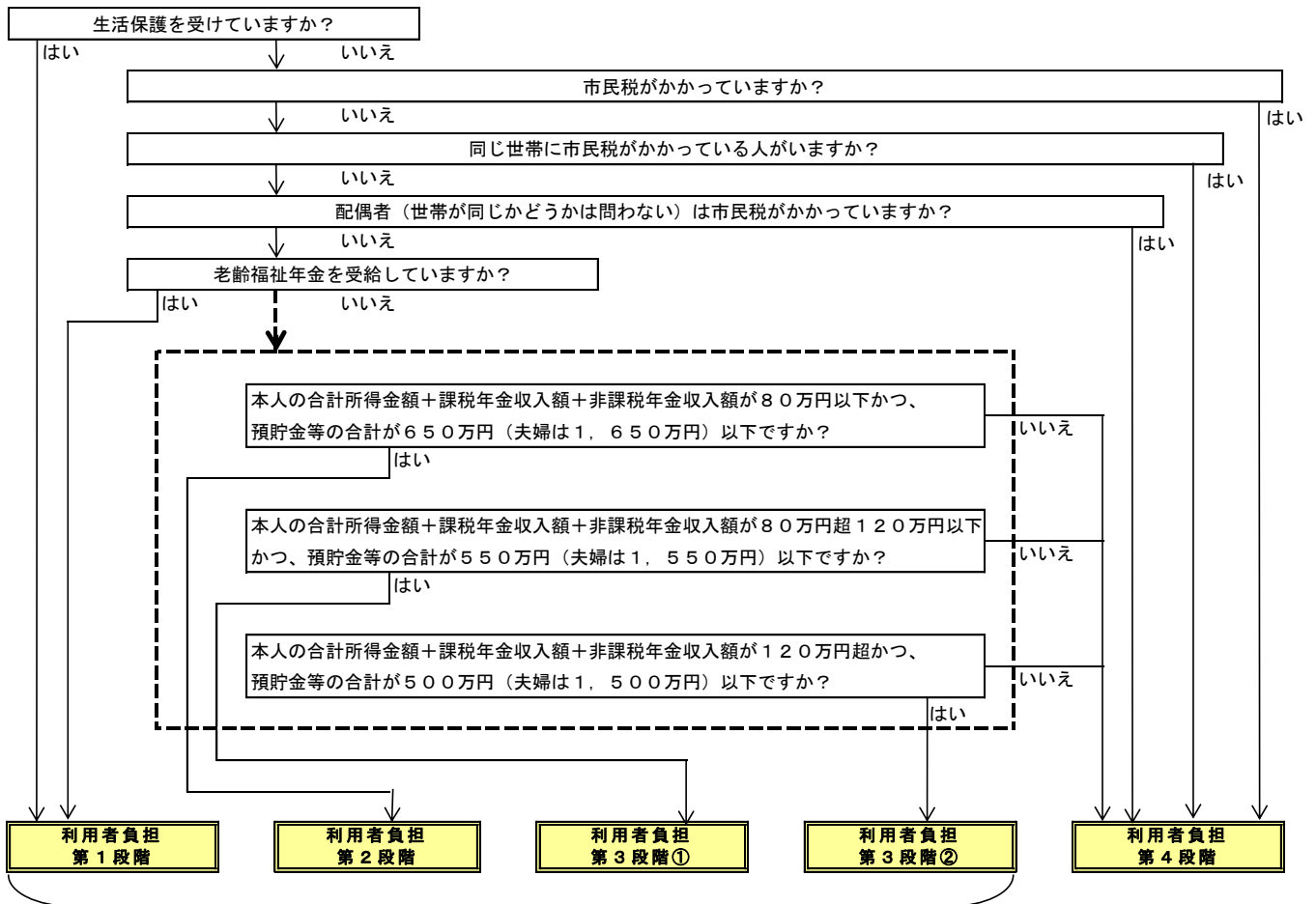
| 利用者負担段階 |  | 食費の負担限度額 |        | 居住費等の負担限度額 |             |                  |      |
|---------|--|----------|--------|------------|-------------|------------------|------|
|         |  | 短期入所サービス | 施設サービス | ユニット型個室    | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室            | 多床室  |
| 第1段階    | ・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者<br>・生活保護の受給者   | 300円     | 300円   | 820円       | 490円        | 490円<br>(320円)   | 0円   |
| 第2段階    | 本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下の人      | 600円     | 390円   | 820円       | 490円        | 490円<br>(420円)   | 370円 |
| 第3段階①   | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下の人 | 1,000円   | 650円   | 1,310円     | 1,310円      | 1,310円<br>(820円) | 370円 |
| 第3段階②   | 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下の人       | 1,300円   | 1,360円 | 1,310円     | 1,310円      | 1,310円<br>(820円) | 370円 |
| 第4段階    | 上記以外   | 負担軽減なし   |        |            |             |                  |      |

- ・ 第1～3段階②については、配偶者が市民税非課税であること（世帯が同じかどうかは問わない）。
- ・ 65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下であること。

※介護老人福祉施設と（介護予防）短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、  
（ ）内の金額となります。

## 「利用者負担段階」の決まり方

スタート



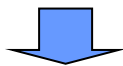
「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。  
長寿介護課の窓口へ申請してください。

- ・利用者負担が第4段階であっても、その世帯の人数が2人以上であり、その中のどなたかが施設に入所した場合で、世帯の年間収入から施設の利用者負担（1割負担、食費、居住費等）を除いた額が80万円以下であり、預貯金等の額が450万円以下など一定の要件を満たす場合には、利用者負担段階の第3段階②が適用されます。

### 特定入所者介護サービス費を利用するには、申請が必要です。

① 小松市役所長寿介護課の窓口申請します。

申請は本人のほかに、家族でもできます。申請の際に本人および配偶者の預貯金通帳等の写し（原則、申請日から2か月前までの期間のもの）の添付が必要です。



② 審査結果が郵送されます。

申請内容について審査したうえ、承認（第1段階～第3段階②）または、不承認の結果の通知が郵送されます。記載内容に誤りがないか確認してください。

承認された方については、介護保険負担限度額認定証について同封されておりますので、対象となるサービスを利用する際に施設に提示してください。